

地震が発生した場合の授業について

- 1 愛知県西部において震度 5 弱以上の揺れを観測された地震が発生した場合、授業を行わない。なお、震度 5 弱に満たない場合であっても、大学構内や通学途中の安全が確保できない恐れがある場合、授業を行わない場合がある。
- 2 当該地震に遭遇した場合の対処
 - (1) 大学構内で遭遇した場合
 - ① 揺れが収まるまで身体の安全を図ること。
 - ② 揺れが収まった後、自衛消防隊など教職員や校内放送の指示に従うこと。
 - (2) 自宅、通学途中で遭遇した場合
 - ① 災害時対応マニュアルなどに基づき、身体の安全を図ること。
 - ② 特別な場合を除き大学に登校せず、自宅など安全な場所で待機すること。
 - ③ 通学途中で自宅に戻ることが困難な場合は、近くの避難場所などに避難すること。また、大学に向かうことが一番安全と思われる場合は、大学に避難しても良い。その場合、大学構内では大学の教職員の指示に従うこと。
- 3 学長が召集する地震対策本部において、授業の再開の判断を行う。